



宮 崎 県 公 報

平成27年7月8日(水曜日)号外 第35号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

条 例

| | 頁 | |
|---|---|---|
| ○宮崎県税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 2 | | ○宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例…………… (市町村課) 6 |
| ○県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (“) 3 | | ○宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例…………… (医療業務課) 7 |
| | | ○宮崎県における事務処理の特例に関する条例及び宮崎県鳥獣保護区等の標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例…………… (自然環境課) 8 |

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例 (条例第33号)

- 1 改正の理由及び主な内容
地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、平成28年4月1日から施行することとしました。

◎ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第34号)

- 1 改正の理由及び主な内容
地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等が改正され、適用期限が延長されたこと等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日等
この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用することとしました。

◎ 宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例 (条例第35号)

- 1 改正の理由及び主な内容
住民基本台帳法の一部改正及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の名称変更に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、別表第1の改正規定を除き、平成27年10月5日から施行することとしました。

◎ 宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (条例第36号)

- 1 改正の理由及び主な内容
保健師助産師看護師法、児童福祉法及び介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日等
この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用することとしました。

◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例及び宮崎県鳥獣保護区等の標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例 (条例第37号)

- 1 改正の理由及び主な内容
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第33号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------------------|------------------|-----------------------------------|------------------|--------------------------|------------------|---|-------------------------|------------------|-----------------------------------|------------------|--------------------------|------------------|
| <p>（配当割の特別徴収義務者の指定）</p> <p>第31条の7 配当割の特別徴収義務者として特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等又は同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額である場合にあっては、その支払を取り扱う者）を指定する。</p> <p>（法人の事業税の税率等）</p> <p>第32条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>（1）法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に <u>100分の0.72</u>の税率を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に <u>100分の 0.3</u>の税率を乗じて得た金額</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額</td> <td style="width: 30%; text-align: center;"><u>100分の 1.6</u></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年 800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の 2.3</u></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の 3.1</u></td> </tr> </table> <p>（2）・（3） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 3以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が 1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>（1）法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に <u>100分の0.72</u>の税率を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に <u>100分の 0.3</u>の税率を乗じて得た金額</p> <p>ウ 各事業年度の所得に <u>100分の 3.1</u>の税率を乗じて得た金額</p> <p>（2）・（3） [略]</p> | 各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額 | <u>100分の 1.6</u> | 各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年 800万円以下の金額 | <u>100分の 2.3</u> | 各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額 | <u>100分の 3.1</u> | <p>（配当割の特別徴収義務者の指定）</p> <p>第31条の7 配当割の特別徴収義務者として特定配当等の支払を受けるべき日現在において県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等又は同法第41条の12の2第3項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額である場合において、その支払を取り扱う者があるときは、その者）を指定する。</p> <p>（法人の事業税の税率等）</p> <p>第32条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。第3項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>（1）法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に <u>100分の0.96</u>の税率を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に <u>100分の 0.4</u>の税率を乗じて得た金額</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額</td> <td style="width: 30%; text-align: center;"><u>100分の 0.9</u></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年 800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の 1.4</u></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の 1.9</u></td> </tr> </table> <p>（2）・（3） [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 3以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が 1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>（1）法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア 各事業年度の付加価値額に <u>100分の0.96</u>の税率を乗じて得た金額</p> <p>イ 各事業年度の資本金等の額に <u>100分の 0.4</u>の税率を乗じて得た金額</p> <p>ウ 各事業年度の所得に <u>100分の 1.9</u>の税率を乗じて得た金額</p> <p>（2）・（3） [略]</p> | 各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額 | <u>100分の 0.9</u> | 各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年 800万円以下の金額 | <u>100分の 1.4</u> | 各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額 | <u>100分の 1.9</u> |
| 各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額 | <u>100分の 1.6</u> | | | | | | | | | | | | |
| 各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年 800万円以下の金額 | <u>100分の 2.3</u> | | | | | | | | | | | | |
| 各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額 | <u>100分の 3.1</u> | | | | | | | | | | | | |
| 各事業年度の所得のうち年 400万円以下の金額 | <u>100分の 0.9</u> | | | | | | | | | | | | |
| 各事業年度の所得のうち年 400万円を超え年 800万円以下の金額 | <u>100分の 1.4</u> | | | | | | | | | | | | |
| 各事業年度の所得のうち年 800万円を超える金額 | <u>100分の 1.9</u> | | | | | | | | | | | | |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第31条の7の改正規定は、同年1月1日から施行する。

(配当割に関する経過措置)

2 この条例による改正後の宮崎県税条例（以下「改正後の条例」という。）第31条の7の規定は、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第15号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき改正法第1条の規定による改正前の地方税法第23条第1項第15号に規定する特定配当等に係る県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

3 改正後の条例第32条の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第34号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例（昭和39年宮崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区域、<u>地区又は地域</u>において、それぞれ当該各号に定める者に対して課する県税の課税免除又は不均一課税を行うことにより、当該区域、<u>地区又は地域</u>における工業開発の促進及び産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進されるものとして租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。<u>以下この条において「施行令」という。</u>）第6条の3第16項に規定する関係大臣が指定する地区（以下「指定離島振興地域」という。）内において製造の事業、旅館業、情報サービス業又は離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。以下「自治省令第1号」という。）第1条各号に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進されるものとして施行令第6条の3第13項に規定する関係大臣が指定する地区（以下「指定半島振興地域」という。）内において製造の事業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者</p> <p>(5) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）第2条に規定する中心市街地（以下「中心市街地」という。）内において中心市街地活性化法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る中心市街地活性化法第7条第2項に規定する商業基盤施設（以下「商業基盤施設」という。）を設置した者</p> <p>(過疎地域における県税の課税免除)</p> <p>第2条 過疎地域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区域又は地区において、それぞれ当該各号に定める者に対して課する県税の課税免除又は不均一課税を行うことにより、当該区域又は地区における工業開発の促進及び産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進されるものとして租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第6条の3第16項に規定する関係大臣が指定する地区（以下「指定離島振興地域」という。）内において製造の事業、旅館業、情報サービス業又は離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。以下「自治省令第1号」という。）第1条各号に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）<u>第9条の4第1項に規定する認定産業振興促進計画（第5条において「認定産業振興促進計画」という。）に記載された同法第9条の2第2項第1号に規定する産業振興促進計画の区域（第5条において「計画区域」という。）内において同法第17条各号に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者</u></p> <p>(過疎地域における県税の課税免除)</p> <p>第2条 過疎地域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ</p> |

、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降 3 箇年度（個人の行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、5 箇年度）のものに限る。

(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの

ア 過疎地域として公示された日から平成27年3月31日までの期間（当該過疎地域が過疎地域でなくなったときは、当該公示の日から過疎地域でなくなった日までの期間）内に過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号。以下「自治省令第20号」という。）第1条第1項第1号イに規定する特別償却設備（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして自治省令第20号第2条の規定により計算した額に対して課するもの

イ [略]

(2)・(3) [略]

(指定離島振興地域における県税の課税免除)

第3条 指定離島振興地域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税の課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降 3 箇年度（個人の行う畜産業、水産業又は薪炭製造業に対するものにあつては、5 箇年度）のものに限る。

(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの

ア 指定離島振興地域として公示された日（その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下同じ。）から平成27年3月31日までの期間（当該指定離島振興地域が指定離島振興地域でなくなったときは、指定離島振興地域として公示された日から指定離島振興地域でなくなった日までの期間）内に自治省令第1号第2条第1号イに規定する特別償却設備（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして自治省令第1号第3条の規定により計算した額に対して課するもの

イ [略]

(2)・(3) [略]

(指定半島振興地域における県税の不均一課税)

第5条 宮崎県条例（昭和29年宮崎県条例第19号。以下「県税条例」という。）第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、指定半島振興地域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降 3 箇年度のものに限る。

(1) 事業税 指定半島振興地域として公示された日（その日が昭和61年6月27日前である場合には、同日。以下同じ。）から平成27年3月31日までの期間（当該指定半島振興地域が指定半

、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降 3 箇年度（個人の行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、5 箇年度）のものに限る。

(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの

ア 過疎地域として公示された日から平成29年3月31日までの期間（当該過疎地域が過疎地域でなくなったときは、当該公示の日から過疎地域でなくなった日までの期間）内に過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号。以下「自治省令第20号」という。）第1条第1項第1号イに規定する特別償却設備（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして自治省令第20号第2条の規定により計算した額に対して課するもの

イ [略]

(2)・(3) [略]

(指定離島振興地域における県税の課税免除)

第3条 指定離島振興地域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税の課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降 3 箇年度（個人の行う畜産業、水産業又は薪炭製造業に対するものにあつては、5 箇年度）のものに限る。

(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの

ア 指定離島振興地域として公示された日（その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下同じ。）から平成29年3月31日までの期間（当該指定離島振興地域が指定離島振興地域でなくなったときは、指定離島振興地域として公示された日から指定離島振興地域でなくなった日までの期間）内に自治省令第1号第2条第1号イに規定する特別償却設備（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして自治省令第1号第3条の規定により計算した額に対して課するもの

イ [略]

(2)・(3) [略]

(半島振興法に基づく計画区域における県税の不均一課税)

第5条 宮崎県条例（昭和29年宮崎県条例第19号。以下「県税条例」という。）第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、計画区域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降 3 箇年度のものに限る。

(1) 事業税 認定産業振興促進計画に記載された半島振興法第9条の2第2項第4号に規定する計画期間（以下この条において「計画期間」という。）の初日から平成29年3月31日までの

島振興地域でなくなったときは、指定半島振興地域として公示された日から指定半島振興地域でなくなった日までの期間)内に半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号。以下「自治省令第16号」という。)第1条第1号に規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)の当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち、当該設備に係るものとして、自治省令第16号第2条で定める算式によって計算した額に対して初年度以降課する事業税次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

ア～ウ [略]

(2) 不動産取得税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(指定半島振興地域として公示された日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税 100分の0.4(土地については100分の0.3)

(3) 固定資産税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産(指定半島振興地域として公示された日以後において取得したものに限り、)に対して初年度以降課する固定資産税 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

ア～ウ [略]

(中心市街地における県税の不均一課税)

第6条 県税条例第36条及び第75条の規定にかかわらず、中心市街地においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 不動産取得税 中心市街地活性化法第9条第11項の規定による認定基本計画を公表した日(平成24年3月31日以前であるものに限る。以下この条において「公表日」という。)から起算して3年以内に商業基盤施設のうち中心市街地の活性化に関する法律第48条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成11年自治省令第9号。以下「自治省令第9号」という。)第2条第1項に規定するもの(以下「中心市街地商業基盤施設」という。)を設置した者(以下「商業基盤施設設置者」という。)について、当該設置した中心市街地商業基盤施設の用に供する家屋(当該中心市街地商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、自治省令第9号第2条第1項第1号に規定する事務所等に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税

期間(当該計画期間の末日が同月31日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同法第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月31日前に同法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第9条の5第1項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。)内に半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成7年自治省令第16号。以下「自治省令第16号」という。)第1条第1号に規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)の当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち、当該設備に係るものとして、自治省令第16号第2条で定める算式によって計算した額に対して初年度以降課する事業税 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

ア～ウ [略]

(2) 不動産取得税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税 100分の0.4(土地については100分の0.3)

(3) 固定資産税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産(計画期間の初日以後において取得したものに限り、)に対して初年度以降課する固定資産税次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

ア～ウ [略]

| | |
|---|------------------------|
| <p><u>100分の 0.4 (土地については 100分の 0.3)</u></p> <p>(2) <u>固定資産税 商業基盤施設設置者について、当該設置した中心市街地商業基盤施設の用に供する家屋又は構築物 (当該商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、自治省令第 9 号第 2 条第 1 項第 1 号に規定する事務所等に係るものを除く。)</u> で公表日以後に取得したものに対して課する固定資産税 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率</p> <p>ア 初年度 100分の0.14</p> <p>イ 2 年度 100分の 0.467</p> <p>ウ 3 年度 100分の 0.933</p> <p>第 7 条・第 8 条 [略]</p> | <p>第 6 条・第 7 条 [略]</p> |
|---|------------------------|

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例 (以下「改正後の条例」という。) 第 1 条から第 3 条まで及び第 5 条の規定は、平成27年 4 月 1 日から適用する。
(経過措置)
- 改正後の条例第 3 条及び第 5 条の規定は、平成27年 4 月 1 日以後にこれらの条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用し、同日前にこの条例による改正前の県税の課税免除等の特例に関する条例第 3 条又は第 5 条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。

宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年 7 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第35号

宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

宮崎県住民基本台帳法施行条例 (平成14年宮崎県条例第35号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号。以下「法」という。) <u>第30条の 8 第 1 項第 2 号及び第 2 項、第30条の 9 第 3 項並びに第30条の10第 5 項の規定に基づき、保存期間に係る本人確認情報</u>を利用することができる事務並びに保存期間に係る本人確認情報を提供する執行機関及び提供に係る事務、審議会の組織及び運営に関し必要な事項並びに情報提供手数料の額及び承認について定めるとともに、その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第 2 条 <u>法第30条の 8 第 1 項第 2 号</u>の条例で定める事務は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)</p> <p>第 3 条 <u>法第30条の 8 第 2 項</u>に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関 (以下「知事以外の執行機関」という。) 及び事務は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p>(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p> <p>第 4 条 知事が行う<u>法第30条の 8 第 2 項</u>の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 規則で定めるところにより、知事から保存期間に係る本人確認情報を記録した磁気ディスク (これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。) を知事以外の執行機関に送付する方法</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号。以下「法」という。) <u>第30条の15第 1 項第 2 号及び第 2 項並びに第30条の40第 3 項の規定に基づき、都道府県知事保存本人確認情報 (個人番号を除く。以下「本人確認情報」という。)</u>を利用することができる事務、本人確認情報を提供する執行機関及び提供に係る事務並びに<u>審議会の組織及び運営</u>に関し必要な事項について定めるとともに、その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第 2 条 <u>法第30条の15第 1 項第 2 号</u>の条例で定める事務は、別表第 1 のとおりとする。</p> <p>(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)</p> <p>第 3 条 <u>法第30条の15第 2 項</u>に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関 (以下「知事以外の執行機関」という。) 及び事務は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p>(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p> <p>第 4 条 知事が行う<u>法第30条の15第 2 項</u>の規定による本人確認情報の知事以外の執行機関への提供方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 規則で定めるところにより、知事から本人確認情報を記録した磁気ディスク (これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。) を知事以外の執行機関に送付する方法</p> |

(本人確認情報の利用及び提供の状況の公表)

第 5 条 知事は、少なくとも毎年 1 回、法第 30 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定による保存期間に係る本人確認情報の利用及び提供に関する状況について、規則で定めるところにより、これを公表するものとする。

(本人確認情報の保護に関する審議会)

第 6 条 法第 30 条の 9 第 1 項に規定する審議会は、宮崎県個人情報保護条例 (平成 14 年宮崎県条例第 41 号) 第 46 条第 1 項に規定する宮崎県個人情報保護審議会とする。

(情報提供手数料の額)

第 7 条 法第 30 条の 10 第 5 項に規定する情報提供手数料 (以下「情報提供手数料」という。) の額は、同条第 1 項に規定する指定情報処理機関 (以下「指定情報処理機関」という。) が行う法第 30 条の 7 第 3 項の規定による本人確認情報の提供 (以下「本人確認情報の提供」という。) に要する費用を本人確認情報の提供の見込み件数で除した額を基礎として、指定情報処理機関が定めるものとする。

2 指定情報処理機関は、本人確認情報の提供に要する費用又は本人確認情報の提供の見込み件数の増減を勘案し、必要があると認めるときは、情報提供手数料の額の改定を行うものとする。

3 前 2 項の場合において、指定情報処理機関は、あらかじめ、情報提供手数料の額について知事の承認を受けなければならない。

別表第 1 (第 2 条関係)

1～7 [略]

8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号。以下この項において「鳥獣保護管理法」という。) に基づく狩猟免許、狩猟免状、狩猟者登録、鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等の許可、対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認、指定猟法禁止区域における鳥獣の捕獲等の許可、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養登録、販売禁止鳥獣等の販売の許可又は特定猟具使用制限区域内における鳥獣の捕獲等の承認に関する事務であって、次に掲げるもの

(1)～(3) [略]

(4) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則 (平成 14 年環境省令第 28 号。第 5 号から第 10 号において「省令」という。) 第 7 条第 11 項の規定による許可証の交付を受けた者からの住所又は氏名の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

(5)～(10) [略]

9～11 [略]

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、公布の日から施行する。

宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 7 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 36 号

宮崎県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

宮崎県看護師等修学資金貸与条例 (昭和 41 年宮崎県条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (定義) | (定義) |
| 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 | 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 |

| | |
|--|--|
| <p>(1) [略]</p> <p>(2) 養成施設 次に掲げる施設をいう。</p> <p>ア 法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校又は同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所</p> <p>イ 法第20条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校又は同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所</p> <p>ウ 法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は同条第3号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所</p> <p>(3) 特定施設等 次に掲げる県内の施設等（サに掲げる施設にあっては、県外の施設を含む。）をいう。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 児童福祉法第6条の2第3項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関</p> <p>キ・ク [略]</p> <p>ケ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設</p> <p>コ・サ [略]</p> | <p>(1) [略]</p> <p>(2) 養成施設 次に掲げる施設をいう。</p> <p>ア 法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校又は同条第2号に規定する都道府県知事の指定した保健師養成所</p> <p>イ 法第20条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校又は同条第2号に規定する都道府県知事の指定した助産師養成所</p> <p>ウ 法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）又は同条第3号に規定する都道府県知事の指定した看護師養成所</p> <p>(3) 特定施設等 次に掲げる県内の施設等（サに掲げる施設にあっては、県外の施設を含む。）をいう。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>カ 児童福祉法第6条の2の2第3項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関</p> <p>キ・ク [略]</p> <p>ケ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設</p> <p>コ・サ [略]</p> |
|--|--|

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の宮崎県看護師等修学資金貸与条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例及び宮崎県鳥獣保護区等の標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年7月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第37号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例及び宮崎県鳥獣保護区等の標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例

（宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第1条 宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|-----------|--|-----|-----------|--|-----|
| 別表（第2条関係） | | | 別表（第2条関係） | | |
| 事 | 務 | 市町村 | 事 | 務 | 市町村 |
| [略] | | | [略] | | |
| 3 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）による次の事務 (1)～(6) [略] | [略] | 3 | <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）による次の事務</u> (1)～(6) [略] | [略] |
| 3の2 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則による次の事務 (1)・(2) [略] | [略] | 3の2 | <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則による次の事務</u> (1)・(2) [略] | [略] |
| [略] | | | [略] | | |

（宮崎県鳥獣保護区等の標識の寸法に関する条例の一部改正）

第2条 宮崎県鳥獣保護区等の標識の寸法に関する条例（平成24年宮崎県条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| （趣旨） | （趣旨） |
| 第1条 この条例は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第15条第 | 第1条 この条例は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第15条第 |

14項ただし書（法第28条第9項及び第29条第4項において準用する場合を含む。）及び第34条第7項（法第35条第12項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第37条第2項ただし書の規定に基づき、知事が設置する鳥獣保護区等の標識の寸法について定めるものとする。

14項ただし書（法第28条第9項及び第29条第4項において準用する場合を含む。）及び第34条第7項（法第35条第12項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）第37条第2項ただし書の規定に基づき、知事が設置する鳥獣保護区等の標識の寸法について定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

